

# **雇用保険法施行規則等の一部を改正する省 令案概要(令和4年度の雇用関係助成金)**

## 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案について【概要】

### 1. 概要

雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）に基づく各種助成金について、令和 4 年度分に係る制度の見直しや新設等のほか、所要の改正を行うもの。見直しや新設の対象となるのは以下の助成金であり、内容の詳細は別紙のとおり。（職業安定分科会関係は下線関係）

#### I. 雇用保険法施行規則の一部改正関係

1. 65 歳超雇用推進助成金
2. 中途採用等支援助成金
3. 両立支援等助成金
4. キャリアアップ助成金
5. 人材開発支援助成金
6. 通年雇用助成金
7. 認定訓練助成事業費補助金

#### II. 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正関係

1. 人材確保等支援助成金
2. 人材開発支援助成金

### 2. 根拠法令

雇用保険法第 62 条第 2 項及び第 63 条第 2 項並びに建設労働者の雇用の改善等に関する法律第 47 条

### 3. 施行期日等

公布日 令和 4 年 3 月 31 日（予定）

施行期日 令和 4 年 4 月 1 日（別紙 I 3 (1)の一部の規定は令和 4 年 10 月 1 日施行）

## I. 雇用保険法施行規則の一部改正関係

### 1. 65歳超雇用推進助成金

#### (1) 65歳超継続雇用促進コースの見直し

今般の執行状況を踏まえ、以下のとおり見直しを行う。

- ・定年引上げ又は廃止に係る措置の区分「定年の引上げ（70歳以上）又は定年の定め  
の廃止」枠を、「70歳未満から70歳以上への定年の引き上げ」枠と「定年の定め  
の廃止」枠に細分化。
- ・66歳から69歳までの継続雇用制度の導入に係る措置の引上げ幅の区分「4歳未  
満」枠と「4歳」枠を統合。
- ・60歳以上被保険者数の区分「10人未満」枠を、「1～3人」枠、「4～6人」枠及び  
「7～9人」枠に細分化。
- ・上記の区分変更に伴う助成額の見直し。
- ・70歳以上までの定年引上げ、定年の廃止、70歳以上の年齢までの継続雇用制度の導  
入及び70歳以上の年齢までの他社継続雇用制度の導入について、導入前の制度の上  
限年齢等が70歳未満である場合に限定。
- ・措置を講じた日から起算して、6か月前の日から支給申請日の前日までの間に、労  
働協約又は就業規則において、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年  
法律第68号）第8条又は第9条第1項の規定と異なる定めをしていないことを支給  
要件として追加。

**【現行制度の概要】**

65歳以上の年齢への定年引上げや定年の定め廃止、希望者全員を66歳以上の年齢まで継続雇用する制度を導入する事業主等に対して助成する。

当該措置の内容や定年等の年齢の引上げ幅、60歳以上の雇用保険被保険者数に応じて以下の額を支給。

1. 定年引上げ又は定年の定め廃止

| 措置内容<br>(引上げ年齢)<br>60歳以上被保険者数 | 65歳  | 66～69歳 |       | 定年の引上げ<br>(70歳以上) 又は<br>定年の定め廃止 |
|-------------------------------|------|--------|-------|---------------------------------|
|                               |      | 5歳未満   | 5歳以上  |                                 |
| 10人未満                         | 25万円 | 30万円   | 85万円  | 120万円                           |
| 10人以上                         | 30万円 | 35万円   | 105万円 | 160万円                           |

2. 希望者全員を66歳以上の年齢までの継続雇用制度の導入

| 措置内容<br>(雇用延長年齢)<br>60歳以上被保険者数 | 66～69歳 |      | 70歳以上 |
|--------------------------------|--------|------|-------|
|                                | 4歳未満   | 4歳   |       |
| 10人未満                          | 15万円   | 40万円 | 80万円  |
| 10人以上                          | 20万円   | 60万円 | 100万円 |

3. 他社による継続雇用制度の導入

| 措置内容<br>(雇用延長年齢) | 66～69歳 |      | 70歳以上 |
|------------------|--------|------|-------|
|                  | 4歳未満   | 4歳   |       |
| 支給額 (上限額)        | 5万円    | 10万円 | 15万円  |

**【改正後の内容】**

1. 定年引上げ又は定年の定め廃止

| 措置内容<br>(引上げ年齢)<br>60歳以上被保険者数 | 65歳への<br>引上げ | 66～69歳への<br>引上げ |       | 70歳未満から<br>70歳以上への<br>引上げ | 定年 (70歳未満<br>に限る) の定め<br>の廃止 |
|-------------------------------|--------------|-----------------|-------|---------------------------|------------------------------|
|                               |              | 5歳未満            | 5歳以上  |                           |                              |
| 1～3人                          | 15万円         | 20万円            | 30万円  | 30万円                      | 40万円                         |
| 4～6人                          | 20万円         | 25万円            | 50万円  | 50万円                      | 80万円                         |
| 7～9人                          | 25万円         | 30万円            | 85万円  | 85万円                      | 120万円                        |
| 10人以上                         | 30万円         | 35万円            | 105万円 | 105万円                     | 160万円                        |

## 2. 希望者全員を66歳以上の年齢までの継続雇用制度の導入

| 措置内容（雇用延長年齢）<br>60歳以上被保険者数 | 66～69歳への<br>引上げ | 70歳未満から<br>70歳以上への<br>引上げ |
|----------------------------|-----------------|---------------------------|
| 1～3人                       | 15万円            | 30万円                      |
| 4～6人                       | 25万円            | 50万円                      |
| 7～9人                       | 40万円            | 80万円                      |
| 10人以上                      | 60万円            | 100万円                     |

## 3. 他社による継続雇用制度の導入

| 措置内容（雇用延長年齢） | 66～69歳への<br>引上げ | 70歳未満から<br>70歳以上への<br>引上げ |
|--------------|-----------------|---------------------------|
| 支給額（上限額）     | 10万円            | 15万円                      |

- (2) 高年齢者無期雇用転換コース及び高年齢者評価制度等雇用管理改善コースの見直し  
支給要件である法令遵守（労働協約又は就業規則において、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第8条又は第9条第1項の規定と異なる定めをしていないこと。）の確認期間について、計画を提出した日から起算して6か月前の日から支給申請日の前日までの間とする。

## 2. 中途採用等支援助成金

- 生涯現役起業支援コースの廃止

当該コースについては、令和3年度限りで廃止する。（令和4年度は経過措置分のみ実施する）。

### 【現行制度の概要】

#### 1. 雇用創出措置助成分

中高年齢者（40歳以上）の方が、起業によって自らの就業機会の創出を図るとともに、事業運営のために必要となる従業員（中高年齢者等）の雇入れを行う際に要した、雇用創出措置（募集・採用や教育訓練の実施）にかかる費用の一部を助成する。

#### 2. 生産性向上助成分

雇用創出措置助成分の助成金の支給を受けた後、一定期間経過後に生産性が向上している場合に、別途生産性向上にかかる助成金を支給。

《支給額》

1. 雇用創出措置助成分

起業時 の年齢区分に応じて、計画期間 内に生じた雇用創出措置に要した費用の合計に、以下の助成率を乗じた額を支給。

| 起業時の年齢区分                   | 助成率   | 助成額の上限 |
|----------------------------|-------|--------|
| 起業者が高齢者（60 歳以上）の場合         | 2 / 3 | 200 万円 |
| 起業者が上記以外の者（40 歳～59 歳）の者の場合 | 1 / 2 | 150 万円 |

2. 生産性向上助成分

「1. 雇用創出措置助成分」により支給された助成額の 1 / 4 の額を別途支給。

6. 通年雇用助成金

○ 通年雇用助成金の暫定措置の延長

季節労働者の移動就労に係る経費、休業に係る経費及び試行雇用終了後の常用雇用に係る経費に対する助成について、暫定措置の期間を3年間延長する。

【現行制度の概要】

北海道、青森県等（13 道県）の積雪寒冷地において、季節的業務に従事する労働者の通年雇用化や労働移動を促進する事業主に対して次のとおり助成する。

- 令和4年3月15日までの暫定措置として、季節労働者を通年雇用化するため、住所又は居所の変更を伴う場合に要する経費を事業主が負担した場合、その経費に相当する額を助成
- 令和4年4月30日までの暫定措置として、通年雇用化した季節労働者を一時的に休業させ休業手当を支払った場合、支払った賃金の1 / 3を助成
- 令和4年3月31日までの暫定措置として、季節労働者を試行雇用し、引き続き常用雇用した場合、常用雇用後6か月間に支払った賃金の助成率を1 / 3から1 / 2へ引き上げ

II. 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正

1. 人材確保等支援助成金

(1) 建設キャリアアップシステム等普及促進コース助成金の新設

【新制度の概要】

若年者等の建設業への入職・定着促進による担い手確保・育成や魅力ある労働環境づくりに向けた基盤整備を図ることを目的として、建設事業主団体がその構成員等を

対象に建設キャリアアップシステム等の普及促進に向けた事業を実施した場合に助成。

《対象となる事業》

- ・建設キャリアアップシステムの技能者登録料等の全部又は一部の補助
- ・建設キャリアアップシステム登録等に係る申請手続の支援
- ・就業履歴を蓄積するカードリーダーの導入等

《支給額》

事業に要した経費の額の2分の1（中小建設事業主団体は3分の2）

(2) 建設分野雇用管理制度助成コース助成金の廃止

建設分野雇用管理制度助成コース助成金については、令和3年度限りで廃止する。

【現行制度の概要】

中小建設事業主が、雇用する登録基幹技能者について、労働協約または就業規則の変更により一定の額以上の賃金を増額した場合に助成。

また、中小建設事業主が、人材確保等支援助成コース助成金の支給を受け、雇用管理制度の整備に係る入職率及び入職者数について、職業安定局長が定める目標値を達成した場合に助成。

2. 人材開発支援助成金

○ 建設労働者技能実習コース助成金の賃金助成における割増措置の延長

技能実習を受けさせた建設労働者が、能力、経験等に応じた処遇を受けるための取組を行っている者として職業安定局長が定めるものである場合の賃金助成の割増措置について令和5年3月31日まで延長する。

【現行制度の概要】

若年労働者等の育成と熟練技能の維持・向上を図るため、中小建設事業主が雇用する建設労働者に対して、自ら技能実習を行う場合や委託して登録教習機関等で行う技能実習を受講させた場合、実施に要した実費相当額の一部を助成することとしているが、建設キャリアアップシステム技能者情報登録者における賃金助成については、令和4年3月31日まで割増措置を実施。